

司法や法に関する教育について

1 小・中・高等学校等における司法や法に関する教育の考え方

- これからの教育においては、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を重視することが重要であり、このような視点から、司法や法に関する教育を推進していくこととしている。
- 小・中・高等学校等においては、児童生徒の発達段階や教科等の特質に応じ、法やきまりの意義、司法の仕組みについて理解させ、それらを自らの生活に生かすとともに、社会の一員として法やきまりに基づいてよりよい社会の形成に主体的、積極的に関わろうとする態度を育成するような指導を行う必要がある。

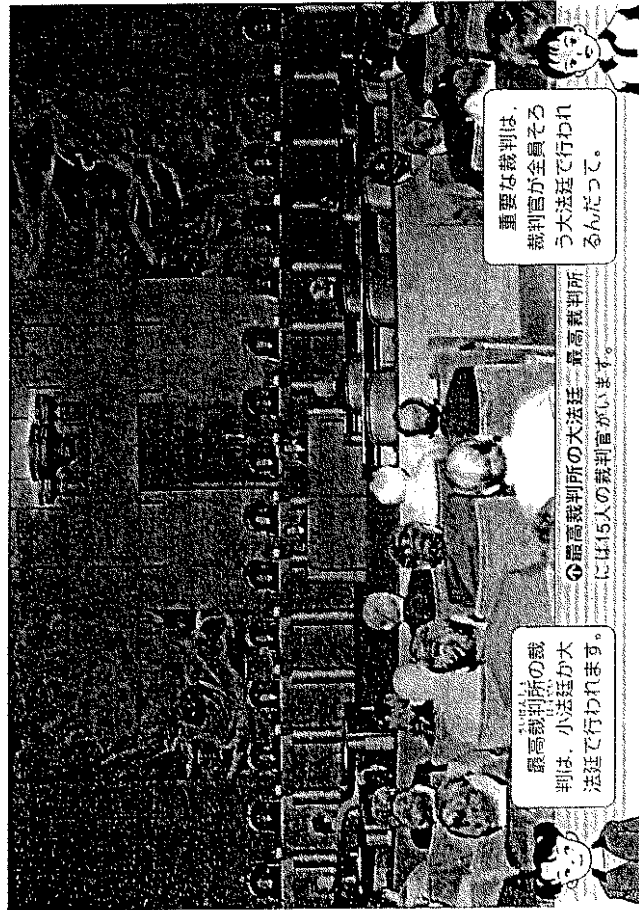
2 各教科等における具体的な指導

- ① 社会科及び公民科では、日本国憲法の基本的原則、法の支配、権利・義務の関係、法に基づく公正な裁判の保障があること、裁判制度の概要など、法や司法に関して幅広く学習することとしている。
- ② 生活科では、具体的な活動や体験を通じてきまりやマナーを守ることなどの生活上必要な習慣や技能の指導が行われている。
- ③ 家庭科では、例えば、家族・家庭と法律など、生活課題を主体的に解決し、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる学習にかかわって法律が取り上げられている。
- ④ 道徳の時間では、約束やきまり、法の意義を理解させ、それを守ることの大切さを指導することとしている。
- ⑤ 特別活動では、学級活動や児童会・生徒会活動の中で、学級や学校における生活上の諸問題の解決や学校生活の向上のために、話し合いなどの活動を展開し、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てることとしている。
- ⑥ 新たに創設された総合的な学習の時間では、例えば、司法や法に関する課題などについて、各学校の判断で学習活動を設定することができるようになっている。

3 教科書の記述例

- 教科書においては、例えば、中学校社会科の教科書では、法の意義や裁判制度等の司法の仕組みについての記述のほか、より実感を伴う理解を促す観点から、裁判の傍聴体験に関する記述や、弁護士会による模擬裁判の指導や講師派遣に関する記述、刑事裁判や民事裁判の流れと弁護士への相談の仕方についてイラストやQ&Aにより分かりやすく説明している記述などもみられる。

また、中学校家庭科の教科書では、家庭生活と消費について学習する際に、例えば、生活と契約、クーリング・オフ制度、消費者保護に関する法律などについて触れ、生活と関連する法への関心と理解を促す記述がみられる。



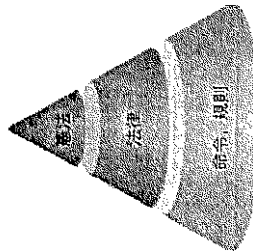
最高裁判所の裁判は、小法廷か大法廷で行われます。

重要な裁判は、裁判官が全員そろって大法廷で行われるんだって。

最高裁判所の大法廷に最高裁判所には15人の裁判官がいます。

5 法を守る 裁判所

法律と裁判所の関係は、どうなっているのでしょうか。また、裁判所のしくみは、どうなっているのでしょうか。



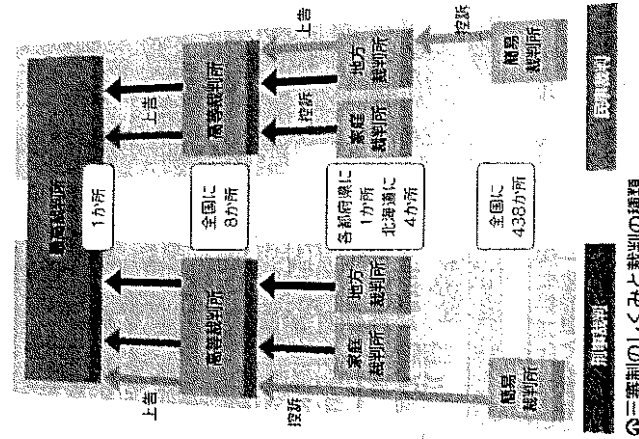
④国法の構成 上位の法ほど強い効力をもち、下位の法が上位の法に反するとまは無効になる。

社会生活と法

社会のなかでたくさんの人たちが共同して生活していくためには、一定のルールが必要になります。法は、そのようなルールです。法は、わたしたちの権利を守るとともに、社会の秩序を保ちます。また、法は、社会生活のなかでの争いや犯罪を裁く基準でもあります。社会では、人々の間で利益や考えが対立して争いが起こったり、事故によってけが人や死者が出たり、窃盗や強盗のような犯罪が起こったりします。そこで、これらの問題を解決するために、明確で客観的な法をあらかじめ決めておいて、それにしたがって争いに決着をつけることが必要になります。法の内容は、大多数の人々に支持される正しいものでなければなりません。

司法権と裁判所

法にもとづいて紛争を解決することを、裁判官が担当するのが裁判所です。裁判所には最高裁判所と下級裁判所があります。下級裁判所としては、高等裁判所、地方裁判



④三審制のしくみと裁判の種類

所、家庭裁判所、簡易裁判所の4種類があります。

裁判は、その事件の内容によって、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所のどれかで行われます。第二審の裁判所の判決に対して、第二審の裁判所に控訴し、さらに上告することができず、これを三審制といい、裁判を慎重に行い、人権を守るためのしくみです。裁判所は、当事者の言い分を聞いた上で判決を下し、紛争を最終的に解決します。

司法権の独立

裁判は、適正な手続きによって公正中立に行われなければならないように、野球やサッカーの審判が中立でなければならないように、訴訟を担当する裁判官もまた、公正中立な態度をとらなければならない。そのため原則が、司法権の独立です。それは、国会や内閣などの外部の干渉によって裁判がゆがめられないように、裁判官は自らの良心と憲法および法律のみにしたがって裁判を行うという原則です。

裁判を傍聴しよう



- ①裁判所の受付で、当日どんな裁判があるかを見て、何を傍聴するかを決めます。(事前に電話して、中学生でも理解できる裁判を調べてみるとよい)
- ②個人でもグループでも傍聴できるが、先生や保護者といっしょに行くようにしましょう。
- ③裁判は平日行われます。午後の授業がないときや、夏休みなどを利用していきましょう。
- ④希望者が多く、傍聴券(抽選で配布)が必要な裁判もあります。家庭裁判所は、ブライバシー保護のために傍聴できません。
- ⑤傍聴するときは、静かに聞きましょう。メモはとれますが、録音や写真撮影はできません。



裁判を傍聴して、わたしたちは、冤罪事件の裁判を傍聴しました。冤罪事件とはニュースなどで知っているもの、本当に身近に起こりうるもの、などと思いましたが、いくら被告本人の問題といっても自分自身がよく考えて行動する、人の気持ちや考え、事件は世の中の動きと関係しているなど、この裁判からわたしたちは多くのことを学びました。

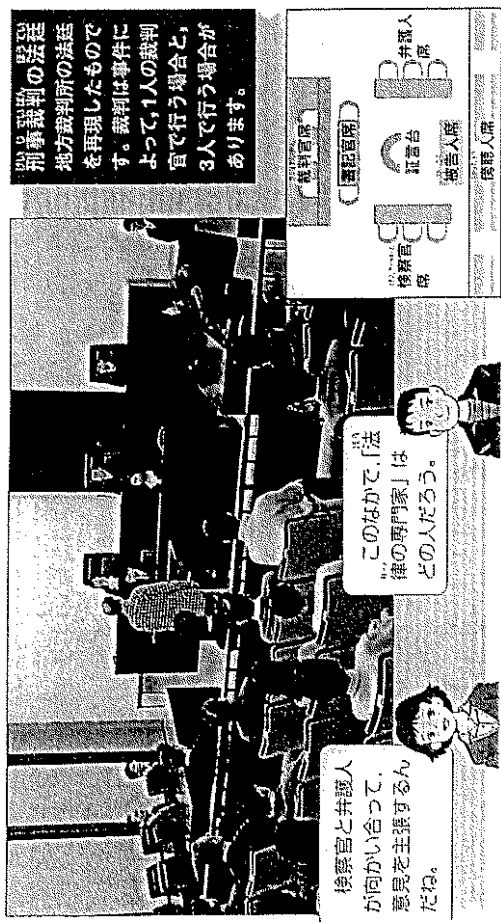
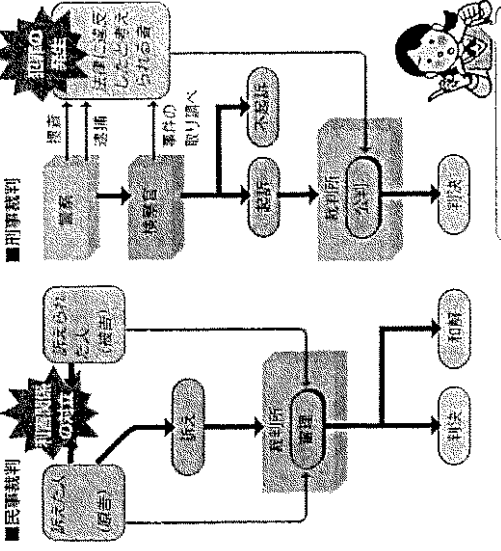
地域にある裁判所に行くと、傍聴してみよう。

事件が裁判で確定したあと、裁判の重大な誤りが疑われる場合に認められる、やり直しの裁判を再審といいます。かつて死刑の判決を受けた人が、再審によって無罪となった例もいくつかあります。

司法を身近に

「同法を身近に感じてほしい」との考えから、弁護士会が学校に弁護士を派遣している地域があります。模擬裁判の指導をしたり、講演やパネルディスカッションを行ったりしています。裁判や人権、ルールなどについて、弁護士から直接話を聞くことができるので、貴重な体験学習になります。

地域の弁護士会に問い合わせると、必ず先生の指示に従うようにしましょう。



6 裁判の種類と人権

裁判には、民事裁判と刑事裁判とがあります。民事裁判は、貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があったとかなど、私人の争いについての裁判です。自分の権利が侵害されていると考える人が、裁判所に訴えを起し、裁判所の審理が始まります。訴えた人が原告となり、訴えられた人が被告となって、自分の意見を主張します。事件を担当する裁判官は、原告・被告の言い分をよく聞いて、法律にもとづいて判決を下し、紛争の解決をはかります。

刑事裁判は、他人のものを盗んだり、わいろを受け取りたりする犯罪行為について、有罪・無罪を決定する裁判です。犯罪が起きると、警察官と検察官が犯罪を捜査し、罪をおかした疑いのある者(被疑者)をさがし、証拠を集めます。場合によっては、被疑者を逮捕したり勾留したりします。被疑者の容疑がかたまたま、検察官は被疑者を被告人として裁判所に起訴します。裁判所は、被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰を言いわたします。

裁判では、法律や裁判手続きなどの専門知識が必要です。一般に、弁護士が訴訟の当事者や被告人の利益を擁護します。

裁判と人権保障

わたしたちの権利は、最終的には裁判によって確保されます。裁判所は、国民の権利を守る最後のとりです。

とりわけ刑事事件では、強い力をもつ警察・検察の捜査が行き過ぎないように、法によって統制することが重要になります。例えば、警察官は、裁判官の発する逮捕令状や捜索令状がなければ、原則として逮捕・捜索はできません。被疑者が自分を強要されないように、拷問などによる自白は証拠として使うことはできません。被告人は、有罪の判決を受けるまで無罪と推定され、公正で迅速な公開裁判を受ける権利を保障されています。

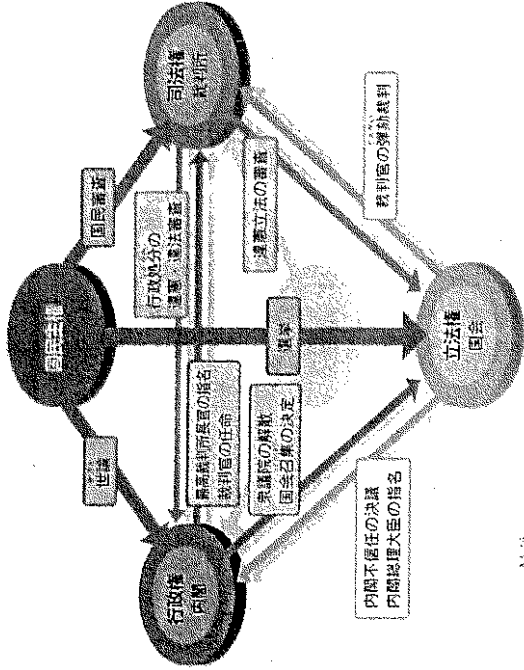
裁判をめぐる問題

日本では、民事裁判を利用する人があまり多くありません。その理由として、訴訟に費用と時間がかかること、身近に弁護士がいないこと、国民が裁判を利用しにくいことなどがあげられます。国民が利用しやすい裁判制度にすることが課題となっています。

また、訴訟費用や弁護士費用を支払うことのできない人は、裁判に訴えることができません。裁判費用を援助する法律扶助制度を、より充実させることが必要です。

裁判の種類と手続きのあらまし 請求額が30万円以下の少額であれば、1回の審理で即日判決が出る訴訟もできます。

刑事事件に関連して、死刑廃止の是非が問題になってきます。死刑は非人間的な刑であり、残った裁判によって死刑が執行されると、とりかえしがつかずです。日本では、死刑の存続を支持する世論がまだ強いですが、諸外国では、死刑を廃止している国が増えています。



④三権の均衡と抑制の関係

とによって、権力の行き過ぎを防いでバランスのとれた政治が行われるのです。

違憲審査制
 裁判所は、通常の裁判を行うとともに、特に法律や国の行為が憲法に違反していないかどうかを、憲法に照らして審査します。これが違憲審査制です。憲法が最高法規であることを確保して国民の人権を守るために、日本国憲法ではじめて設けられました。特に最高裁判所は、法令が合憲か違憲かについての最終決定権をもっており、「憲法の番人」とよぶにふさわしい地位にあります。

違憲審査権の行使
 裁判所が憲法を守るという任務を果たすためには、違憲審査権が有効適切に行使される必要があります。しかし、これまでの最高裁判所の判例を見ると、違憲審査権の行使をひかええるという消極的な姿勢が見られます。違憲判決も、議院定数の不均衡を違憲とした判決などがあるだけで、あまり多くありません。最高裁判所には、「憲法の番人」として、積極的に違憲審査権を行使することが期待されています。

日本の違憲審査制は、裁判所が、法律などが合憲かどうかを抽象的に審査するのではなく、具体的な事件の裁判にあたって審査するというものです。大法院で8人以上の一致が必要です。



三権分立
 これまで見てきたように、国の政治組織の原理として、権力分立の原理が採用されています。国の権力は、立法、行政、司法の三権に分けられ、それぞれ国会、内閣、裁判所という独立した機関によって担当されています。この権力分立(三権分立)制は、国の権力が一つの機関に集中するときわめて強大になり、国民の自由をおびやかすことになるので、それを防ごうという考えにもとづいています。

三権の関係
 三権は、それぞれまったく独立しているわけではありません。むしろ、三権は、いろいろなかたちで、たがいに関係し合っています。

立法権と行政権とは、議院内閣制によって結ばれており、衆議院の内閣不信任決議権と内閣の衆議院解散権とで均衡がはかられています。立法権・行政権と司法権との関係では、裁判所は、弾劾裁判、裁判官の採用・罷免などで国会・内閣の統制を受けますが、違憲立法の審査や行政事件の裁判によって、立法権・行政権を統制することになります。このように、三権がたがいに抑制し合い、均衡を保つこ

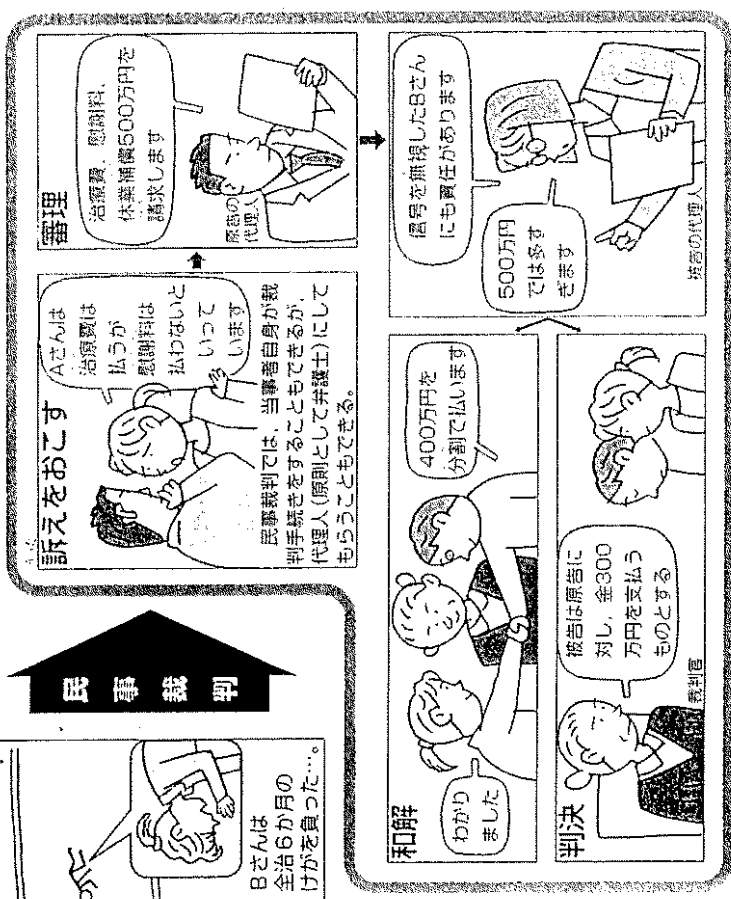
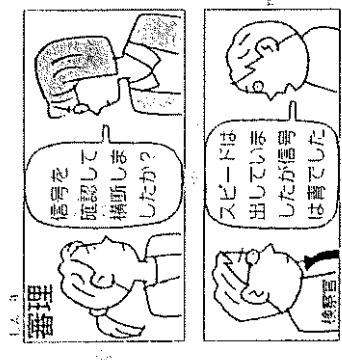
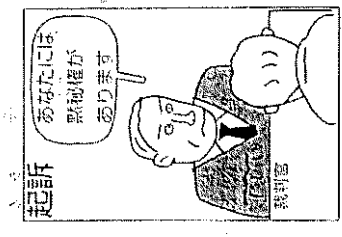
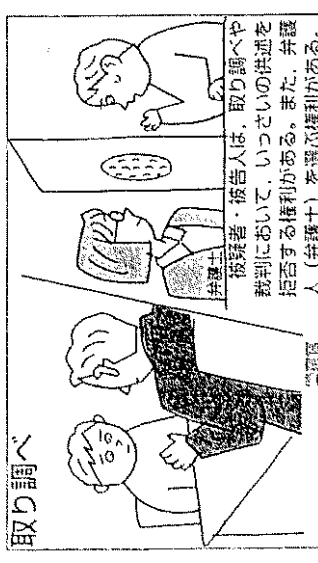
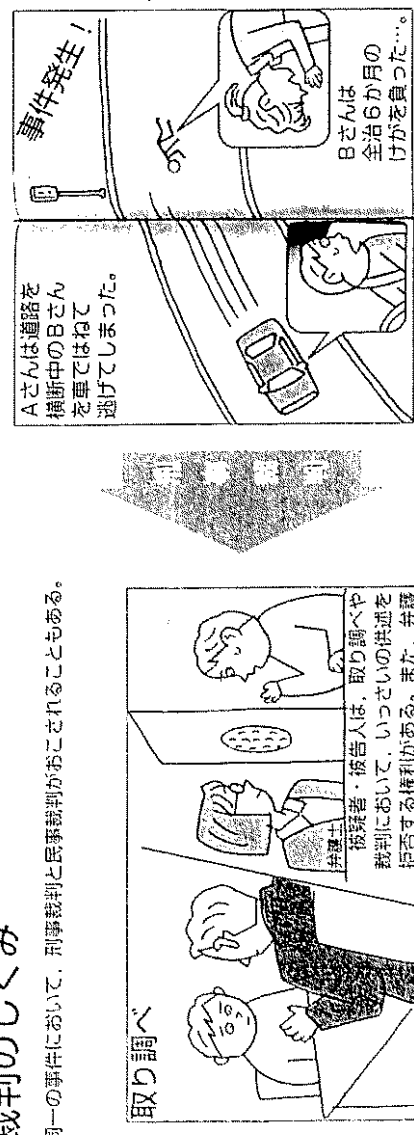
7 三権の抑制と均衡

国会・内閣・裁判所の関係は、どうなっているのでしょうか。また、なぜこのようになしきみがとられているのでしょうか。

最高裁判所の裁判官は、国民の投票によって審査されます。これによって、主権者である国民が裁判所の仕事を監督することになります。

裁判のしくみ

同一の事件において、刑事裁判と民事裁判がおこなわれることもある。



未成年者の刑事事件

成人が罪を犯した場合は、地方裁判所や簡易裁判所で、主にあげた例のように、刑事裁判を受ける。では、20歳未満の少年が罪を犯した場合はどうだろうか。

少年の場合は、家庭裁判所で、保護観察・少年院送致・不処分などの処分がきめられる。成人とあつかいがちがうのは、少年に対しては、罰をあたえることよりも、立ち直るきっかけをあたえることが第一に

考えられているからだ。ただし、年長の少年が重大な事件をおこなったときは、刑事裁判を受けることもある。

家庭裁判所では、少年が起こした事件の他に、離婚や遺産争いなど家族のあいだでの争いごともある。調停委員が両方の裁判を行うのではなく、調停委員が話し合いで解決するしくみになっている。

弁護士と相談したいけれど、どうやって訪ねていいかわからない。

全国の弁護士会には法律相談窓口がある。まずはここで相談してみるのもいいだろう。弁護士の紹介もしてくれる。市町村や公的な機関で法律相談窓口を開いているところもある。また、刑事事件で逮捕されたときには、弁護士会から当番の弁護士を派遣してもら

裁判費用を払えないときはどうしたらいいの？

裁判費用を払えない人のために、法律扶助協会による法律扶助の制度がある。この制度を利用すれば、裁判を申し立てたり、裁判に応じるための費用や、弁護士に払う費用を立て替えてもらえる。また、刑事事件で起訴されてからは、国に弁護士をつけてもらうことができる。

2 消費者としての自覚をもとう



次のような場面に出会ったら、どのように行動したらよいでしょうか?

アンケートに答えてくれませんか?

当選しました! ぜひおいでください。



契約成立によって生じる権利と義務(売買契約の場合)
 買い手 「代金を支払う義務」
 [商品を受け取る権利]
 売り手 「商品を受け取る権利」
 [代金を受け取る義務]

わたしたちの生活と契約 わたしたちは、毎日の生活で多くの物資やサービスを契約によって手に入れています。契約とは、法律によって保護されている約束ごとで、たがいに強制されることなく、自由な立場で合意し、成立します。契約することによって、守らなければならない権利と義務が生じます。契約したことは責任をもって実行しましょう。

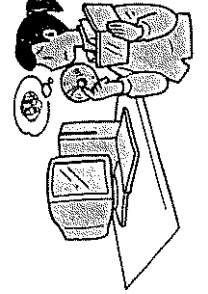
消費者を取り巻く問題 購入を強くすすめられてよく考えずに、つい契約をしてしまうことはないでしょうか。消費者自身が契約の条件を確認しなかったために1図のような問題がおきたり、2図のような悪質商法が急増したりしています。

1図 通信販売での問題例

①雑誌の広告を見て、スゴい雑誌を買おうと思い業者に電話をかけた。ほしいサイズはないとのことだったので「大きめにできていたので、だいじょうぶ。」といわれて申し込み、代金も支払った。しかし、やはり小さいので解約を申し出たら断られた。



②インターネットのホームページでゲームソフトを申し込んだ。代金は品物が届いたとき支払った。しかし、古いソフトで自分のパソコンでは使えないので解約しようとしたが、連絡がとれなくなった。



2図 悪質商法の例

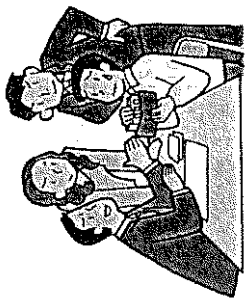
悪質な訪問販売

家庭や職場などを訪問し、むりに商品の購入と契約をさせる商法(トラブル例) 箱が留守のとき新聞の販売員が来て、いつもと違って新聞の更新のようなことをいって、書類に印をおした。あとで、別の新聞だと気づいた。



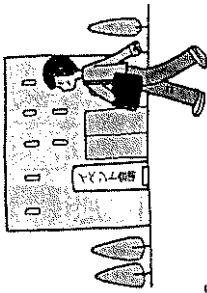
キヤッチセールス

街頭で消費者を呼び止め、その場で勧誘したり、喫茶店や店舗に連れこみ、商品などを購入させる商法(トラブル例) 駅の近くで「アンケートに答えてほしい」と声をかけられた。アンケートに答えたあと「映画のチケットをほしくないか」といわれて「2枚ほしい」といったら「4000円払え」といわれ、「それならいい」といったら、3人の販売員に囲まれ、こわくなって金を払ってしまった。



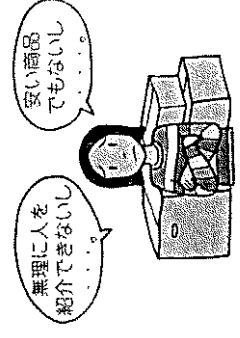
アポイントメントセールス

電話等で「抽選にあたった」などといって喫茶店や営業所に呼び出し、商品などを購入させる商法(トラブル例) 「イベントをやっている。見て損はないから」という電話で呼び出され、指定された場所に向かった。パソコンのことをいろいろ聞かれて答えているうちに断りきれなくなって、パソコンを買う契約をしてしまったが、支払えない。



マルチマルチ商法

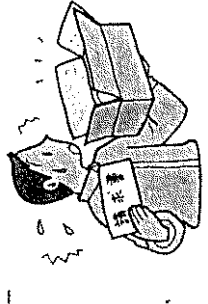
商品を購入させて会員にし、「あなたも商品を購入して会員になり、ほかの人を勧誘すると、とてももうかる」といって、友人や知人を勧誘させる商法



(トラブル例) 友人から、「化粧品を買って会員になり、ほかの人を勧誘すると、とてももうかる」と誘われた。わたしが勧誘したAが会員になって化粧品を買った。代金の何%かがわたしのもうけになり、Aが会員になってBを同じように勧誘すると、Bが買った化粧品の分もわたしのもうけになるのだという。こうして、会員が広がっていくので、とてももうかるといわれて契約したが、買ってくれた人がいないので、在庫をかかえて困っている。

ネガティブアクション

注文していない商品を一方的に送りつけ、商品の代金を払わせる商法で、送りつけ商法ともいう(トラブル例) 小包が届いたので開封したら、注文したおぼえがないビデオテープと代金の請求書が入っていた。代金を払ってしまったが、納得できない。



消費者の4つの権利を实践しよう

消費者の権利を保護するうえで、基本的な考え方として普及しているのは、1962年にアメリカのケネディ大統領が示した「消費者の4つの権利」です。

安全である権利 (安全な品物で買める)
 プレーキはよくききますか。

知る権利 (本当かな?)
 左き用の商品をもっとそろえてください。

選択する権利 (品物を選ぶ自由)
 こっちはほうがいいかな。

意見を反映させる権利 (意見をいう)
 積極的に行動して、いくよようにしましょう。

毎日の生活の中でこれら4つの権利を用いて、どのような行動をしているでしょうか。

・実行記録ノート
 (自分の行動をかいて実行した権利に○をつけよう。)

わたしの行動	安全	知る	選択	意見	その他
商品がこわれていたので、買った店に問い合わせた。	○				

クーリング・オフ制度 店舗以外の場所で契約した場合は、一定の期間であれば、クーリング・オフ制度を利用して解約することができます。また、問題が起きてしまった場合には、地域の消費生活センターなどに、すぐ相談しましょう。

深めよう 国民生活センター・消費生活センター

国民生活センターと消費生活センターは、消費者のくらしを支援するために設けられたもので、国民生活センターは国、消費生活センターは地方公共団体の機関です。それぞれ消費者への情報提供、苦情処理、商品テストなどを行っています。

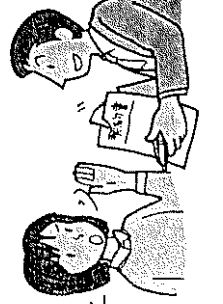
- ① 近づいてきても相手にしない。いらぬといふときははっきり断る。
- ② ほしいと思っても、本当に必要なのか、代金を払えるかどうかをよく考える。
- ③ 契約する場合
 - ・契約書をよく読む。口頭での説明とちがっていることもある。
 - ・よくわからずに買うといったり、サインをしたりしない。その意思がなくても契約は成立する。
 - ④ 代金はその場で金額を支払わない。

消費者の権利と保護 消費者問題が社会的な問題として取り上げられてくると、1968年に消費者保護基本法が制定され、国や地方自治体、企業かなすべきことが明確にされました。またその後も、社会的な必要から、消費者契約法や製造物責任(PL)法、容器包装リサイクル法など、消費者にかかわる法律が制定されています。わたしたち消費者は、生活をめぐるとこれらの法律に関心をもち、また理解につとめるようにしましょう。

クーリング・オフ制度 売買契約を結んだあとでも頭を冷やして考え直す(英語のCooling off)期間を設け、解約することを認められた消費者保護の制度。申しこみ日から一定期間内に文書で通知する。解除できない商品もある。通信販売には法律によるクーリング・オフ制度はないので、申しこむ場合は自主的にクーリング・オフ制度を採用している業者を選ぶとよい。

📄 p.213 「クーリング・オフのしかた」

📄 被害にあわないための注意



📄 p.213 「生活の中の法律」

消費者契約法 消費者と事業者が結ぶすべての契約に適用される。事実とちがうことをいわれた、きいていれれば契約しなかつたような「欠点」をいわなかつた、契約しないしと痛してもらえない、などの理由で契約した場合は契約を取り消すことができると。また、契約書の取り決めのうち消費者に著しく不利な取り決めは無効になる。2001年4月施行。